



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

弁護士が妻に支払った税理士報酬 ～必要経費算入の可否～

所得税法56条は、居住者と生計を一にする親族がその居住者の営む事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、他方、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額を、その居住者の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する旨規定しています。今回は、夫が弁護士、妻が税理士である夫婦が、それぞれ独立して事業を営んでいる場合に、所得税法56条の規定をどのように解釈するかを巡って争われた事例をご紹介します。(平成12年5月15日裁決・7、8年分は一部取消し、9年分は全部取消し・J59-2-09)

弁護士である審査請求人は、Q市に事務所を構え、税理士である妻は、T市に事務所を構えて、それぞれ業務を営んでいます。平成6年4月1日、請求人は、弁護士業務に関して税務代理等を妻に委嘱する旨の顧問契約を締結しました。そして、妻に支払った税理士報酬を必要経費に算入して確定申告をしたところ、課税庁は、所得税法56条の規定により、税理士報酬を必要経費に算入することはできないとして更正処分をしました。また、本件規定により妻の必要経費に算入されるべき金額(妻が請求人から税理士報酬を得るために要した経費)についても、課税庁は、「請求人がその金額を明らかにしなかった」ことを理由に、請求人の必要経費とは認めませんでした。

請求人は、所得税法56条の目的は、租税回避の防止にあり、納税者と生計を一にする配偶者及び子供らが納税者の経営する事業に従属的に従事し、その事業から対価を受ける場合を規制対象としているところ、請求人と妻は、それぞれが弁護士業と税理士業を営む独立した事業主体であり、両者の間には同条がいうところの従属的關係は存在しない、と主張しました。

さらに、税理士報酬は税理士としての業務に対する報酬であり、妻に帰属するものであるのに、生計を一にする配偶者から支払われたものであることのみを理由に請求人に帰属すると認定することは、実質所得者課税の原則に明らかに違反する、と反論しました。

これに対し国税不服審判所では、次のとおり判断し、税理士報酬を必要経費に算入することは認められないが、「妻が請求人から税理士報酬を得るために要した経費」については、請求人の必要経費に算入すべきであるとして、課税処分の一部を取り消しました。

1 所得税法56条の規定は、そこに定められた条件が備わっていれば、①納税者の営む事業の形態はいかなるものか、②事業から対価の支払を受けるものがその事業に従属的に従事しているか否か、③対価の支払はどのような事由によりなされたのか、④対価の額は妥当なものであるか否か、といった個別の事情のいかんにかかわらず一律に適用されることが予定されている規定であると解されるから、本件各税理士報酬が、請求人が営む事業から請求人と生計を一にする親族である妻に対して支払われたものである以上、たとえ、それが、請求人と妻がそれぞれ独立した事業主体として締結した顧問契約に基づくものであったとしても、本件規定により、請求人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されないというべきである。

2 「妻が請求人から税理士報酬を得るために要した経費」については、個々の必要経費を個々の総収入金額に個別に対応させることは不可能であるから、本件経費の額は、妻が総収入金額を得るために要した必要経費の額に、税理士報酬が総収入金額に占める割合を乗じて算定するのが合理的である。

……………(資料提供 税法データベース編集室)

◇以上の判例について詳細(全文・A4版13枚)が必要な方は、送料・実費とも1,500円(税込)で頒布しますので、下記宛ご一報ください。